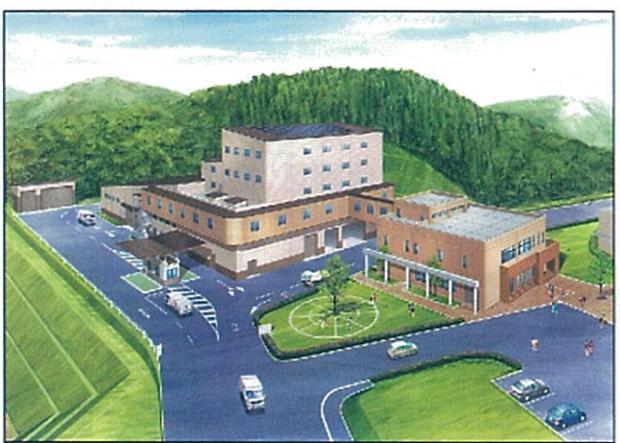


(4) 施設の運用に関する事項

① 安定的管理

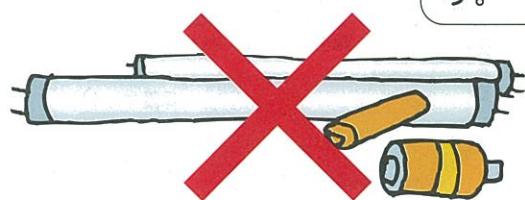


(仮称)リサイクルセンター(破碎・選別処理施設)
(平成20年度稼働予定)



処分場への搬入物は、中間処理により資源物、可燃物を回収・除去した後に残ったものとします。

台風等の災害時に一時的に多量に排出されるごみについても、直接搬入を行わず、中間処理を行った後とします。



環境に対する負荷を軽減するために、ごみの減量化や蛍光灯、電池等の不適物の埋立排除に努めます。

② 安心への備え



浸出水の放流水質は、必要に応じて法令で定めた基準よりも厳しい基準を設けます。



事前に事故時の対策を検討し、非常時のマニュアルを作成します。

③ 情報公開



管理状況や周辺環境に関するモニタリングデータについて、広く市民に情報開示します。



最終処分場の必要性や安全性についての啓発を行います。

④ 跡地活用



跡地については、地元要望・市民の意見を十分踏まえて有効活用します。

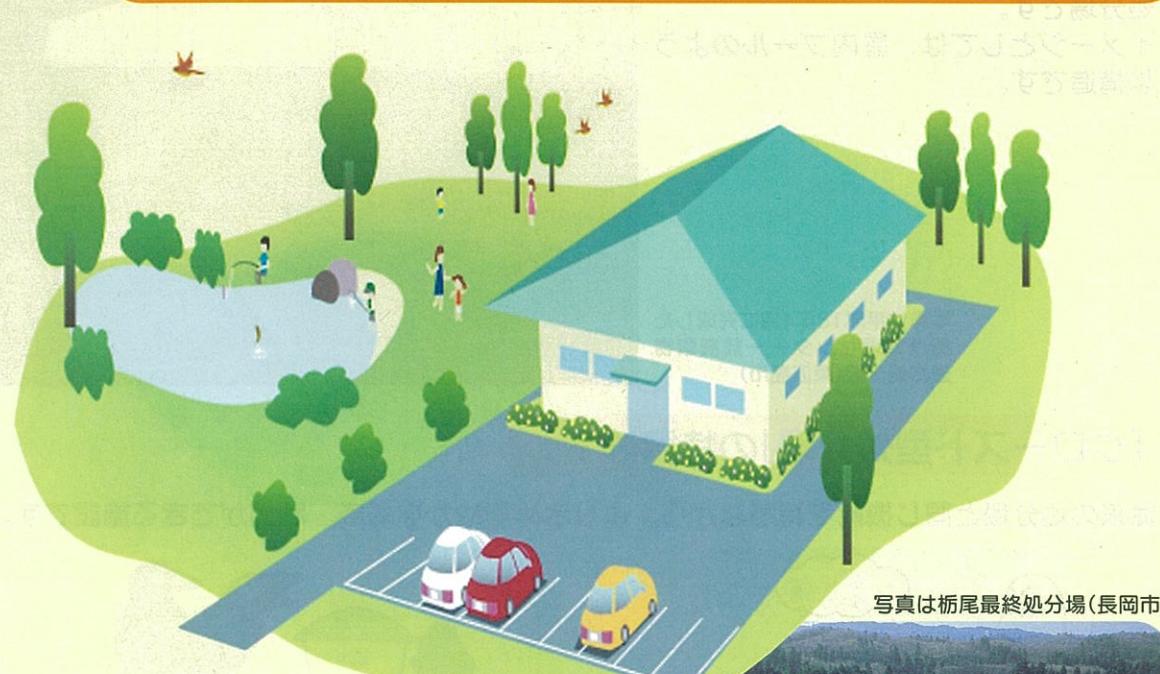
市では、この方針に則して、安全・安心で周辺環境にやさしく、地域と融和できる施設を目指し、市民の皆様のご理解とご協力のもとに進めていきます。市民の皆様にも、最終処分場をより適切に運営していくために、「ごみを出さない」、「きちんと分別する」などの更なるご協力をよろしくお願ひいたします。

お問い合わせ先

〒753-0214 山口市大内御堀496
山口市環境部 環境保全課
TEL:083-941-2180
FAX:083-927-1530

山口市一般廃棄物最終処分場施設整備方針

クローズド型処分場を基本とした施設整備



写真は栃尾最終処分場(長岡市)



本市では、環境にやさしい社会づくりに向けて、3R(ごみを出さない、リサイクル、何度も使う、分別して再生利用)に取り組んでいます。

しかしながら、全ての廃棄物をリサイクルすることが困難な現在、最終処分場は必要不可欠な施設です。私たちが快適で衛生的な生活を送るためにも、市民、行政が最終処分場の必要性についての意識を共有し、設置、運営に協働して取り組む必要があります。

どこに造っても安全・安心な最終処分場について広く市民の皆様と議論を深めていくために、今後の最終処分場整備についての指針となる、「山口市一般廃棄物最終処分場施設整備方針」を定めました。

H19.7.15

山 口 市

施設整備に関する基準

(1) 最終処分場の基本形態に関する事項

本市の建設する最終処分場は、安全・安心の観点から、施設の管理が容易であり、周辺環境にやさしく、地域との融和を可能とする「クローズド型一般廃棄物最終処分場」を基本とします。

「クローズド型処分場」とは？

埋め立て地を屋根や外壁などで囲った処分場です。

イメージとしては、屋内プールのような構造です。



写真は平成18年4月に完成した賀茂環境センター一般廃棄物最終処分場(東広島市)

「クローズド型処分場」の特徴は？

従来の処分場と同じ機能を持ちながら、よりきめ細やかな対応・制御ができる施設です。



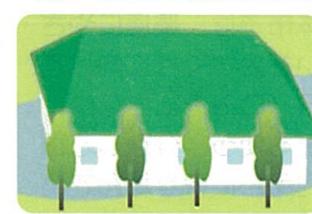
風雨などの自然現象の影響を受けない
管理しやすい施設です



埋立物の飛散や鳥の飛来を
防止できる施設です



処分場の排水は水処理施設できれいに
します(水の循環利用も可能です)



周辺環境と景観の調和ができる
クリーンなイメージの施設です



外観のイメージ例 古賀市エコパーク宗像

外観に丸太木材を使用することで、周辺環境と調和した、自然にやさしい施設の意匠的配慮がされています。

(2) 候補地選定に関する事項

最終処分場の整備の候補地選定については、全市域を対象にし、地域の合意形成を基本とします。

また、立地条件や環境への配慮の観点から、専門家の助言等を参考に、次の事項について検討を行います。

自然災害の 予見される場所



高潮、地盤沈下等

防災地域



洪水予想地域、活断層、
がけ崩れ危険箇所、砂防指定地等

鳥獣保護区、文化財保護区、 森林地域、農業地域等



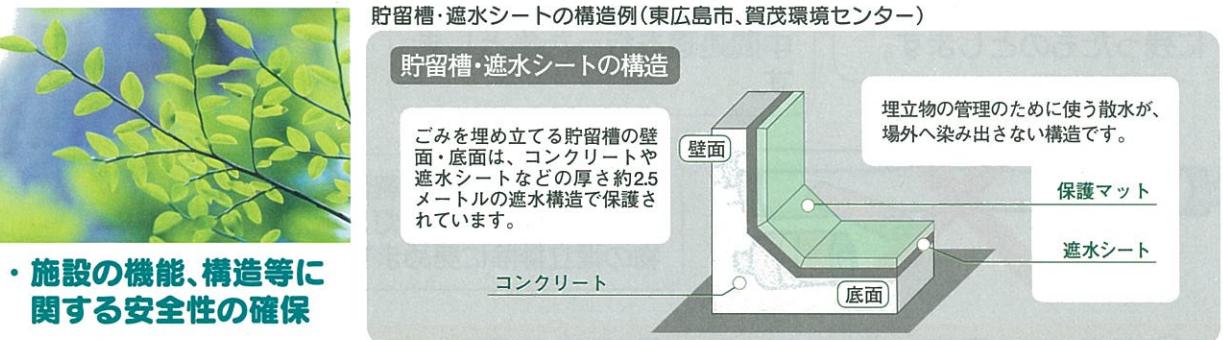
(3) 施設整備の方向性に関する事項

最終処分場は多くの市民が関わりを持つ施設であることから、環境保全施設として必要な信頼性、安全性を確保し、また、地域づくりに資する施設となるよう、施設整備に当たっては、次の事項を考慮します。



・施設の機能、構造等に 関する安全性の確保

貯留槽・遮水シートの構造例(東広島市、賀茂環境センター)



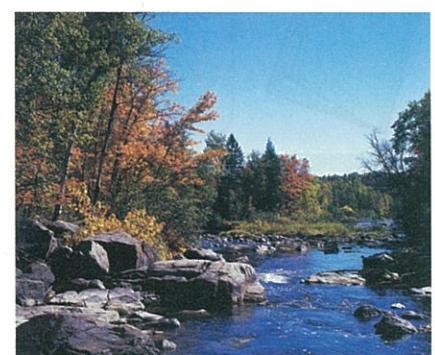
・周辺環境や景観との調和



・最終処分場の整備 に併せて整備する 周辺施設(道路、水 路等)の住民生活 への寄与



・地域交流の活性化 (住民の憩いの場、 環境学習拠点機能 の整備等)



・地域資源との共生